

事務連絡
令和元年6月28日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課（部） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課
精神・障害保健課

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令」の施行による本人確認措置の運用について

本日付で公布した「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省令第21号。以下「改正省令」という。）については、令和元年7月1日から施行することとしています。

今般、改正省令により、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による障害福祉サービス受給者証等の再交付の申請において、運転免許証その他省令に定める書類により本人確認ができた場合には、申請書に個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）の記載を要さないこととなります。

つきましては、精神障害者保健福祉手帳及び障害福祉サービス受給者証等の再交付の申請に係る事務の取扱いは下記のとおりですので、運用に当たり遺漏のないようにされるとともに、管内市町村（特別区を含む。）、関係者等に対し適切な周知を図っていただきますよう、お願いいたします。

記

第1 再交付の申請について

精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証及び療養介護医療受給者証（以下「精神障害者保健福祉手帳等」という。）の再交付の申請においては、以下のとおりの取扱いとすること。

- (1) 申請書に個人番号の記載がなされた場合は、別添1を参考に、引き続き番号法の規定による本人確認を行うこと。
- (2) 申請書に個人番号の記載がない場合は、別添2を参考に、改正省令による改正後の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）の規定による本人確認を行うこと。

なお、障害福祉サービス受給者証及び自立支援医療受給者証の再交付の申請を障害児の保護者（以下「保護者」という。）が行う場合は、申請書に保護者と障害児両方の個人番号を記載することとなっている。この場合、保護者の本人確認を行うことで、保護者及び障害児両方の個人番号の記載を省略することが可能である。

第2 代理人による再交付の申請について

代理人による精神障害者保健福祉手帳等の再交付の申請においても、委任状等の代理権を示す書類及び代理人の本人確認書類に加えて、申請者の本人確認書類やその写しの提示を受けた場合は、申請者の個人番号の記載を要さないこととする。

この場合の申請者の本人確認は、本人確認書類やその写しに記載された申請者の個人識別事項（氏名及び生年月日又は住所）と委任状等の代理権を示す書類及び申請書に記載された個人識別事項が一致していることを確認すること。

以上